

11月25日（木）公布



平成22年11月
内閣府（防災担当）

「平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成22年10月18日から同月25日にかけて、豪雨により鹿児島県奄美地方に甚大な被害をもたらしました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

11月19日（金）の閣議において、以下のとおり、いわゆる早期局地激甚災害の指定を行う政令を決定しました。

I 政令の概要

本政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨について、激甚災害の指定を行うものです。鹿児島県奄美市等を具体的な対象区域とし、法第2章、法第5条及び第24条の措置を適用すべき措置として指定いたします。

II 適用すべき措置の概要

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います（過去5ヶ年の補助率かさ上げ実績 公共土木施設 69%→82%）。

（2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います（過去5ヶ年間の補助率かさ上げ実績 農地 83%→92%）。

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法、暫定法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

Ⅲ 適用対象地域の査定見込額

(1) 公共土木施設等の災害復旧事業

市町村	査定見込額	早期局激基準額 (標準税収入×50%×2)
鹿児島県 奄美市(旧住用村)	5.84億円	1.10億円
同 大和村	6.40億円	0.82億円
同 龍郷町	5.68億円	4.61億円

(2) 農地等の災害復旧事業

市町村	査定見込額	早期局激基準額 (農業所得推定額×10%×2)
鹿児島県 奄美市	7.70億円	1.27億円
同 大和村	1.48億円	0.09億円
同 瀬戸内町	0.84億円	0.32億円
同 龍郷町	3.93億円	0.25億円

※ 公共土木施設等の局地激甚災害指定基準は、市町村が負担する公共土木施設等の災害復旧事業の査定事業費>当該市町村の標準税収入×50%。

農地等の局地激甚災害指定基準は、市町村内の農地等の災害復旧事業の査定事業費>当該市町村の農業所得推定額×10%。

いずれも、年度末に1年間の災害をまとめて指定。ただし、査定見込額から見て上記を超えることが明らかな災害(局激指定基準の2倍)については災害の都度指定(早期局激)。

政令第二百三十一号

平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害
についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域	

に係るもの

イ 鹿児島県奄美市並びに大島郡大和村及び龍郷

町

ロ 鹿児島県大島郡瀬戸内町

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。